平成26年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成26年5月28日(水)中央合同庁舎4号館共用220会議室

- 演題 「犯罪被害者に対する市区町村による支援の実態調査アンケート」調査結果報告に ついて (犯罪被害者団体ネットワーク「愛称ハートバンド」)
- 講師 鴻巣たか子氏(犯罪被害者団体ネットワーク「愛称ハートバンド」全国大会運営委員)

こんにちは。ただ今ご紹介頂きました鴻巣です。私からは、アンケート調査の結果を報告させていただきます。私自身も、今話しをされた前田さんと同様、交通事故で長男を亡くしています。

まず、皆様に質問をさせて頂きます。こちらは、被害者へのアンケート調査の結果から 5項目ほど取り出したものです。5つありますので、犯罪被害者が一番大変と感じると思 われる内容に1度だけ、手を挙げて下さい。犯罪の被害に遭った場合、被害者はどんなこ とに困るでしょうか。

- 1 不眠・食欲減退の症状が続いた。
- 2 事件に関して費用負担が続いた。
- 3 刑事手続についてわからず不安だった。
- 4 警察などでの事情聴取が苦痛だった。
- 5 人目が気になり外出できなくなった。

被害者が一番困っていると思うものに1度だけ手を挙げてください。

1 不眠・食欲の減退が続いた。これだと思う方。

(挙手なし)

ゼロですね。

2 事件に関して費用負担が続いた。これだと思う方。

(挙 手)

10名くらいですね。

3 刑事手続についてわからず不安だった。これだと思われる方。

(挙 手)

1名です。

4 警察などでの事情聴取が苦痛だった。これだと思われる方。

(举 手)

多いですね。半分くらいですね。

5 人目が気になり外出できなくなった。

(挙 手)

これが一番多いですね。

ちょっと意地悪な質問だったかもしれませんが、実は一番が最も多くて、下に行くほど少なくなっています。数字を一応読ませていただきます。不眠・食欲減退・・68%、次が57%、刑事手続・・51%、警察など・・42%、人目が気になり外出できなくなった・・38%です。

さて、これを伺った理由ですが、皆様の認識度をテストしようとした訳ではないのです。 被害に遭われた方は、自分が一番大変で、百も二百も大変なことがあると思っていますが、 実はその大変さを分類しますと、心身の不調、経済的な困難、刑事手続上における困難、 日常生活上における困難、だいたいこの4つに分類できるのです。

そこで、今回のアンケート調査でも、この4項目について被害者の皆さんに質問をさせていただきました。今日ご出席の皆様は、うちの都道府県では、バッチリやっているし、市区町村とも連携しているし、と思われているかもしれません。では、アンケート調査票を作成して集計した私はなぜ「調査をしなければ」と思ったのか。その理由について説明させていただきます。

理由は2つあります。ひとつは、自分が長男を亡くした時に、本当に大変な思いをしたことです。例えば、即答しなければならないことが次々と起こるのです。息子が亡くなったのは午後7時半過ぎでした。警察官がすぐに来て、「もう夜ですので、検死は明日になります。ご遺体は家に連れて帰ることはできません。どうしましょうか?警察の霊安室にお連れしますか、それとも葬儀屋さんに頼みますか?」何のことか分からず、「えっ?はっ?」といった状態でした。そのあとも、次から次へと、警察に行かなければ、検察に行かなければ、そして、刑事裁判、民事裁判、さまざまな手続が降ってきました。

私どもの家族は、亡くなった息子の下に妹、弟がいますが、成人して仕事をしていました。夫に私に子供たち2人、大人が4人いました。でも、本当に大変でした。もし、私たち夫婦が高齢で、しかも頼りにしている長男を亡くしたら、どうなるのだろう、どうやって乗り越えるのだろうかと思いました。そしてまた、亡くなったのが一家のご主人で、奥さんと小さいお子さんが残されたら、一体どうやって対処できるのだろうかと、思いました。

そんな時に、私は印象的な経験をしました。息子は事故に遭って2日目に病院で亡くなりました。私はすぐに葬儀のために埋葬許可を取りに行きました。その時、窓口の職員の方が私に埋葬許可書を手渡しながら「息子さんは学生の時に国民年金に加入していましたね」。「はい」と答えるとすぐに、「遺族年金が出ますよ。手続はとても簡単ですから、今日

できるところまでやっておきますね」とその職員が言ってくれました。私は地獄で仏様に 会ったような気がしました。打ちひしがれて下を向いていましたが、私には光が見えたよ うな、そんな気がしました。

息子の加害者は無職で、無免許で、自賠責保険、任意保険にも入っていませんでした。ですから、病院の支払いも自分でしなければいけない状態でした。考えてみると、私のような犯罪の被害者・遺族が最初に行く場所が、市町村の窓口であることはとても多いのです。ところが、そこで傷つくような言葉を投げかけられることもまた多いのです。これは両方にとって、とても不幸なことだと思います。

その後いろいろな所に相談に行きましたし、電話でも相談しました。たらい回しにされたこともありました。でも、そうした時に、あの職員さんのような方が近くの市役所で、何から何までとはいかなくても、相談に乗ってくれたら、どれほど助かるかと思いました。これが1つ目の理由です。

2つ目は、現在まで支援に携わってきましたが、その中で私が体験したことです。私は、被害に遭うとどれほど大変かということを実体験しましたので、周囲で大変な思いをされている被害者の方々の支援をしていこうと思い定めました。そこで、大学に入り直してソーシャルワークを学び、大学院で被害者学を学び、2009年に神奈川県でサポートステーションができた時に、支援センターに入れていただき、3年間支援に携わりました。(サポートステーションとは犯罪被害者のためのワンストップで県、警察と支援センターが同じ場所で支援を行っています)

その中で、刑事司法に関する支援―裁判所への付き添い、弁護士相談、カウンセリングーは質、量ともに充実していきました。ですが、支援センターではできない支援があることに気づきました。それが4つ目の日常生活支援です。

例えば、「外に出られません。ご飯が作れません。子供の世話ができません。」という電話を受けても、すぐに支援に出かけることはできないのです。ですが、こうした生活上の支援が実は被害者が元の生活に近づいていくためには絶対に必要なのです。

こうしたことから、その後、都道府県あるいは市町村の担当者にお会いすると、「何とか 県と市町村とが連携して、日常生活支援をしていただけませんか」とお願いしました。そ うすると、「本当に被害者はそうした支援を必要としているのですか」と聞かれます。「そ うか、いくらお願いします、と言っても、被害者が本当はどう思っているのかを調べてみ なくては」と気づきました。これがアンケート調査をすることにした二つ目の理由です。

前置きが長くなりましたが、被害者が実際にどんなことに困っているのか。結果を見ていただきます。アンケート調査票並びに調査報告書も併せてご覧ください。回収したアン

ケート総数は105通で、105名の方から回答をいただきました。内訳は、交通が一番 多くて81名、その次が殺人で、15名の方から回答をいただきました。

アンケート回答総数 1 0 5 と聞くと、自治体の皆様は、少ないと思われるかもしれません。残念ながら「ハートバンド」とは、前田代表が申した通り、独自の事務所も電話もありません。アンケートを送るための費用も捻出できません。ですから、アンケートの調査用紙はメール添付で送るか、ホームページからダウンロードしていただきました。回答もメール添付、ファックス、郵送でお願いしましたが、切手代は被害者ご自身に負担いただきました。このような形で集めたアンケートであることをご理解いただきたいと思います。実際に、手書きでアンケート調査票に記入して、3 枚に分割してファックス下さった方

実際に、手書きでアンケート調査票に記入して、3枚に分割してファックストさった方もありました。また「ハートバンド」の仲間だけでなく、「あすの会」の皆様にも協力をお願いしましたし、性暴力被害を受けた方からも、5名ですが、回答を頂きました。

次は、事件・事故に遭われた方の年代と性別です。「男性」が73名、「女性」は37名で、合計110名です。家族の複数が被害に遭った回答者があるため、被害者数は回答者数105よりも5名多くなっています。

年代ですが、一番多いのは「10代」で28名、「20代」が24名で、若い被害者が多くなっています。

事件・事故に遭われた西暦年ですが、かなり前に事件・事故に遭われた方が多いのでは、 と予想していましたが、実際はかなり分散していて、「 $2000\sim2004$ 年」が3143、「 $2005\sim2010$ 年」が264でした。

お住まいの都道府県は圧倒的に関東地方が多く、57名です。近畿は11名ですが、これは「ハートバンド」に関西の被害者団体の参加が少ないことが理由かと思われます。

1項目ずつ見ていただく前に、調査結果から見えてきたことを幾つか挙げさせていただきます。

- ・大変な状況に置かれている被害者ほどサポートされない現状がある。
- ・瀕死の家族を抱えていると、他のことは考えられない。
- ・大きく報道された事件・事故では比較的手厚いサポートが提供されている。
- ・事件・事故に遭うと、市区町村窓口で様々な手続をする必要が出てくるが、どこでどの ような手続ができるのか分からないし、何度も足を運ぶことになる。
- ・窓口に行っても被害者の状況を正確に理解できる担当者がいない。
- ・法律相談などで市区町村に相談に行って二次被害を感じる被害者が極めて多い。
- ・市区町村窓口の担当職員に専門知識がなくても被害者をサポートできるようなシステムづくりが必要と思われる。

資料には書いていませんが、性暴力被害に遭われた方が共通して困っていらっしゃることがありましたので、読ませていただきます。

- 家を出たいが出られない。
- ・学費のサポートをしてほしい。
- ・現場に住まないといけないのが不安。
- ・どの窓口に行けばいいかわからないし、窓口で事件について話せなかった。
- ・ロビーで対応されるのが一番困った。
- ・カウンセリング、セラピーの効果は高いが、費用がかかって、長期的に必要となるので 続けられない。
- ・学生だったのと、家族に隠していた被害だったので、金銭面でカウンセリングなどが受 けられなかった

それでは、調査結果を見ていただきます。

まず、「市区町村から何らかの支援を受けましたか?」

「支援を受けた」は11名で、「受けられなかった」は92名でした。「受けられた」と答えたのは11名ですが、その中で「役に立った」と答えたのは5名だけでした。その内容は、「見舞金をもらった。法律相談をしてくれた。相談窓口を教えてくれた。」など、窓口の一般業務の範囲内の支援です。ですが、5名の方々が、[窓口の一般業務内のことを教えてもらったことが役に立った]と答えています。ここに窓口における支援のヒントがあるのではないでしょうか。

たとえ被害者のための専用相談窓口ではなくても、被害者が必要としている情報、あるいは使える制度、こういったものを的確に教えていただければ、それは被害者にとってはとてもありがたくて役に立つ支援なのです。ある市では、出生届を出しに来た方と、埋葬許可を取りに来た方を一緒にしないように工夫されていると伺いました。そうしたちょっとした配慮が二次被害を防ぐのではないかと思います。

次に、大きく報道された事件・事故のご遺族の場合は、直後のいろいろな手続を市役所、 区役所の中の個室で対応してくれた、という回答がありました。ですが、この対応は大き く報道されていない事件・事故の被害者にも適用していただけるのではないかと思います。 ぜひ始めていただきたいものです。

2番目は被害者に対する経済的な支援制度の利用についてです。

見舞金を受け取ったのは6名です。全員が千葉、神奈川、埼玉と、首都圏3県の住民でした。見舞金については、「見舞金は出なかった」と97名が答えていますが、そのうち80名の被害者が「制度があれば利用した」と回答しています。

見舞金の金額については、アンケート調査で質問をしていません。ですから、正確な金額は分かりませんが、ある方に幾らぐらい受け取られたのかお聞きしたところ、「10万円程度だったと思います」と答えられています。

どの市区町村も都道府県も財政難で、お金のかかる制度は避けたいものと思います。ですが、1年間に何人の犯罪被害者が見舞金を申請するのか、ちょっと試算してみていただきたいと思います。実際には、申請される被害者はゼロに近い市町村が多いのではないでしょうか。悲惨な体験が続く中で、見舞金をいただけた、こうしたうれしい経験というのは、被害者は何年たっても決して忘れません。ぜひ見舞金の制度を検討していただきたいと思います。

一方、貸付金の制度を有している都道府県、市町村はかなりあると思われますが、「制度 があっても利用しない」という回答者が「利用する」と答えた回答者の3倍に上りました。

次は、医療費の減免や国民年金の一時支払いの制度についてです。

「説明があった」と答えたのは6名のみでした。「説明がなかった」のは95名ですが、「説明があれば利用する」という回答が57名で、回答者の過半数を占めていました。将来返さなくてはならない貸付金を利用するのは抵抗があるが、制度を利用して費用の軽減を図りたいと希望する被害者が多いことが分かります。

さて、次は生活支援です。家事支援や育児支援についてです。

生活支援が「必要だった」は49名。「必要でなかった」も49名と同数で、被害者が置かれている状況によって回答が大きく異なることが明らかです。

生活支援が必要だった方々の理由は、「育児と家事、仕事の両立に加えて裁判をしなければならなかった。下の子供の預け先がなくて困った。身体に麻痺が残ったが、ひとり暮らしなので困った。」など、被害者や遺族がひとり暮らしであったり、幼い子どもや、介護が必要な家族がいる場合などは、生活支援は不可欠です。ですが、現実には、こうした大変な状況に置かれている被害者やご遺族ほど、支援につながりにくいのも事実なのです。目の前の大変さ、そうした状況に圧倒されてしまって、他のことは考えられないため、支援を求められないのです。

一方、「生活支援は必要なかった」と49名が答えています。必要でなかった理由ですが、「思いもつかなかった」と答えている方がかなりいます。「思いもつかなかった」と答えている方の中には、「命が消えそうな家族につき添って病院にいたから。生きて病院から連れて帰るのだけが唯一の望みであり、他のことは考えられなかったから」と書かれています。

その他の理由としては、「それどころではなかった。家は放っておいた。15日以上お風呂

に入らなかった」など、本当は支援を一番必要とする方々が「必要なかった」と回答されています。

一方、家事や育児、介護に従事してくれる家族がいる場合は、特に生活支援の必要性を 感じていない傾向が見られます。「生活支援は必要なかった」と12名がきっぱりと答えて いますが、全員が男性でした。

「生活支援について市区町村に相談しましたか?」の質問に対して、「相談した」のが6名。「適切な支援を受けられなかった」のが5名です。

「相談しなかった理由はなぜですか?」という問には、「全て自分でするしかないと思った。調べる気力、相談するエネルギーもなかった。知らなかった。介護のために離職した。 親戚・友人がやってくれた」などの答えがありました。

次は、5番目、法律的な支援についてです。

法律的な支援が「必要だった」のは97名です。「必要でなかった」は7名いますが、そのうちの3名は「すぐに弁護士に連絡したから必要なかった」と記述しています。実は必要だった訳で、法律的な支援については、ほぼ全員が「必要だった」と考えています。

「法律的な支援について市区町村に相談しましたか」について、「市区町村の法律相談を利用した」のは26名、そのうち、「適切な支援を受けられなかった」のが大半でした。多くが否定的な評価をしています。

また、「相談しなかった」のは76名ですが、その理由として、「対応のひどさにびっくり。弁護士紹介をしてくれない。たらい回し。二次被害に遭った。事務的な相談のみ。弁護士を紹介してくれない」などで、実は相談しなかったのではなくて、相談しようとして、結局あきらめた、できなかった、という方が大半でした。初めて法律相談に行って悪い印象を抱いてしまうと、その後の司法関係者との関わりに悪い影響を及ぼすことにもなりかねません。市区町村の法律相談のあり方を検討する必要があるかと思われます。

一方、知人友人を介して、自分で法律の専門家、弁護士を見つけた場合は不満が少ないのです。そうしたことから、市区町村の役割としては、自前の法律相談の質を上げるのと同時に、適切な司法の専門家、弁護士などにつなげる努力をすることも求められているのではないかと思います。

「心理、医療的な支援が必要だった」と答えたのは83名で、「必要なかった」と答えたのは18名でした。「必要なかった」と答えた理由は、「それどころではなかった。生活のため、仕事を続けるので精いっぱいで、精神状態まで考える余裕がなかった。自分たちの心理を分かってもらえると思わなかった。以前から受診している病院があった」など、「心身の状態が安定していたから必要なかった」訳ではないことが分かります。

「市区町村に相談しましたか」という問いに、「相談した」が20名。「適切な支援を受けられなかった」が13名です。「相談しなかった」は73名ですが、その理由は、「相談できると知らなかった。病院に行く元気も考える力もなかった。医者に行っても分かってもらえなかった。自分たちのことは後回しにしていた」。このように、「どうせ無駄だから」といった諦めの気持ちがうかがえます。

どこに相談に行ったら良いか分からない被害者が大半です。「専門家でなくても良いから、とにかく話を聞いてほしい」という声も多くありました。このように、事件・事故に遭った直後から親身になって相談に乗ってくれる存在が一番求められているのです。

それと同時に、被害者が住んでいる地域でどんな医療サービスがあるかを知らせる情報 提供が求められています。正確で、きちんとした情報を提供することが欠かせないと思い ます。

「その他」の項目ですが、次の3つの質問に対して自由に書いていただきました。

- 1 その当時どんなサポートがあれば利用しましたか。幾つでもお書きください。
- 2 その当時一番困ったことをお書きください。
- 3 犯罪被害者に対する市区町村の役割や支援について自由にお書きください。

自由記載の内容は多岐にわたっています。そこで、内容を7項目に分類し、報告書に詳しく記載しました。7項目は次の通りです。

- 1. 経済的支援 2. 刑事手続や法律に関すること 3. 心理・医療的支援
- 4.生活支援 5.行政等の手続 6.相談・情報提供 7.その他

非常にたくさんのご意見をいただきましたので、ここでは、市区町村における支援についての要望のみを挙げています。

- ・どのような支援があるか分からない。提供できる支援を説明してほしい。
- 各種手続のサポートをしてほしい。1か所で手続ができるような支援をしてほしい。
- ・素人でもわかる程度のことは聞いても役に立たない。
- ・専門性の高い相談窓口が必要。警察・検察への対応や様々な手続について情報収集のサポートをしてほしい。
- ・待っていないで支援を届けてほしい。
- ・市区町村が被害者に直接連絡できる方法があるとよい。市区町村に相談窓口があれば、 遠くまで相談に出かけなくて済む。
- ・地域によって風習や慣習も異なるため、地域のことを熟知している窓口が支援を担当することが望まれるが、二次被害を与えないことが大切。
- ・自治体ごとに提供できる支援が異なるため、全国的に必要なサービスの最低基準があれ

ばよいと思う。

・支援者のスキル向上のためにも、被害者・被害者団体との交流・協働が不可欠である。

辛口の意見ばかりですが、逆に考えると、被害者が身近な市区町村に対して抱く要望や 期待が非常に大きいことの表れなのではないかと思います。

調査報告の最後に、お一人の被害者からの回答の一部を紹介させていただきます。数年前、8歳のお子さんが交通事故に遭い重傷を負いましたが、そのお母さんが回答くださったものです。次の通りです。

「事件や事故の被害に遭った後、生活支援が必要でしたか?」「はい」

「市区町村に生活支援について相談しましたか?」「はい」

「適切な支援を受けられましたか?」「いいえ」

「その理由をお聞かせください」「支援を受けられる対象年齢ではないと言われました」

その当時一番困ったことをお書きください。

「急性期の後、小児、子供の受け入れ可能なリハビリ病院がなかった。リハビリ病院を退院後、フォローしてくれるリハビリ病院がなく、十数軒病院を回った。障害手帳をもらえるまでに2年以上かかり、とにかく金銭面が大変だった。下の子の預け先がなくて困った。障害を受けた子供の介護と裁判と家事と仕事、全てをこなさなければならず、ゆっくり眠る暇もなかった。治療にしても診断にしても裁判にしても、全部自分たちで相談先を探さなければならず、本当に苦労した。加害者が近くに住んでいて、精神的苦痛を今も感じている」

犯罪被害者に対する市区町村や役所の支援について、思うことを御自由にお書きください。

「役所の障害福祉課と言われている担当者であっても、全く障害について理解していないので、相談できる場所ではない。もっと詳しい相談ができる機関や会を紹介してくれることもなかった。事故後、役所を頼りにすることはできないと知った。相談に行って待たされて、待たされて、結果、分かる者がおりませんと言われた。せっかくたくさんの支援や制度があるのに、こんな状況では何の役にも立たない。私のように相談に足を運べる者はまだよいが、子供がもっと小さかったり、高齢の方などは、相談にも行けず、どんな支援を受けられるのかもわからず、ただただ目の前の現実と戦っていると思う。せめて被害に遭った直後に、どのように先に進んだらいいのかということを示して貰えたらと思う。」

こうした言葉を書かざるを得ない若いお母さんの存在が今後なくなること、ゼロになる ことを切に願っています。 さて、次は、被害者の視点に立った支援を実行されている自治体を幾つか紹介させてい ただきます。

ここで紹介させていただくのは、被害者の間で良い支援をされていると定評のある4つの市区町村です。そして、昨年の11月に行いましたハートバンド全国大会と翌日の分科会「市区町村における被害者支援」に職員が参加くださり、被害者と熱心な話し合いを行いました。その折に各市区町村で実施している支援について説明いただきました。次の通りです。

まず、中野区ですが、平成20年4月に窓口が設置されました。支援の内容は、相談、警察・病院などへの付き添い支援、緊急生活支援です。相談は、電話や面接のほか、メール、被害者が家から出られないような場合は、お宅を訪問して話を伺うこともあり、年間、延べ200から320件程度さまざまな相談があるとのことです。

その他、学校の子供たち向け、区役所の職員向け、区民向けの講演会にも力を入れていて、毎年、被害に遭われた方のお話し会を開いています。

緊急生活サポート事業ですが、緊急に生活サポートが必要な場合は、社会福祉協議会に依頼します。元々社会福祉協議会が行っている区民の相互援助の仕組みである「ほほえみサービス」があり、犯罪被害に遭われた方の支援もそのシステムに入れてもらっているとのことです。

支援としては、調理や掃除、買い物などの家事援助、外出援助、育児援助があります。 支援は事件発生から3か月以内。支援を開始した日から30日以内、30時間以内と定められ ています。

社会福祉協議会と連携して行う中野方式が全国に広がっていけば、被害者はどんなに助 かるだろうか、と思います。中野方式の広がりを願っています。

次は、横浜市です。横浜市では、平成24年に相談窓口が設置されて、所管課の課長以下 2名の社会福祉職員と係長1名で事業を担当されているとのことです。

相談支援の対象を犯罪の種別や被害届受理の有無で限定していません。交通事件、傷害、性犯罪のほか、詐欺などの経済犯やDVの相談なども受けています。

相談は、電話相談のほか、面接相談、必要に応じて家庭訪問も行っています。

相談を受けると、情報提供のほか、関係機関との調整、カウンセリングなどの支援メニューにつなげて、付き添い支援なども行っています。

こうした個別相談の支援のほかに、様々な事業を行っています。

相談室の広報としては、チラシを作って配布、市営地下鉄やタウン誌への広告、本のし おりを作って、図書館や大手書店で配布をしています。

市民への啓発事業としては、リーフレットの作成・配布、講演会、このほか、啓発用の

タペストリーをつくって展示し、市民に関心を持ってもらえるような取り組みを行っているとのことです。

従事者研修は、市の職員向けとそれ以外向けと2通りあって、年に1回ずつ開催されています。私も従事者研修に参加させていただいたことがありますが、窓口ができてようやく2年ですが、担当職員が一丸となって、積極的に様々な支援を展開されていて、さすが横浜市と感じています。

次は、多摩市ですが、平成20年7月に相談窓口が開設され、21年には条例が施行されました。支援の対象は、犯罪の被害に遭われた方、その家族で、市内在住だけではなく、在勤・在学の方にも支援の幅を広げていると伺っています。

相談は、電話や面接などで、内容によっては専門の理解のある弁護士につなげることもあるとのことです。また、応急に必要な資金をお借りする制度もあります。啓発事業にも力を入れていて、当事者の方のお話を聞いたり、ミニメッセージ展を市内で行ったりしています。被害に遭われた方が少しでも早く市の窓口につながるように、いろいろな機会を捉えて発信しているとのことです。

多摩市はいち早く犯罪被害者等支援条例を作って、被害者に理解のある弁護士の相談を 行うなど、被害者が安心して相談できる体制を整えておられます。

最後は茅ヶ崎市の取り組みですが、こちらは、担当者から直接ご説明いただけませんで したので、ホームページを利用させていただきました。

茅ヶ崎市では、平成21年8月から被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」の協力の もと、犯罪被害者等支援相談を実施しています。相談方法は、予約が不要で、匿名での電 話相談もできます。その後、希望に応じて面接相談を行うようです。

「ピア・神奈川」は、私ども「ハートバンド」に参加している18団体のひとつです。 市が市内で活動する被害者団体と連携を取って、一緒に被害者支援に取り組んでいますが、 これはとてもユニークな支援の方法かと思います。

今回、こうして4つの市区町村における被害者支援について紹介させていただきましたが、私が強く感じましたのは、特別な制度やシステムを作るのではなくて、今、既に存在している制度やシステムを活用して、それぞれの自治体が提供可能な支援を地道に実践していることかと思います。それぞれ支援のタイプは異なりますが、何より大切なのは、被害者の視点に立って、より良い支援を提供すべく努力されていることかと思います。

私自身が神奈川あるいは東京の一部の状況しか把握していないため、全国で被害者のためにすばらしい支援を行っている市区町村をご紹介できず、申し訳ありません。今年11月末に「ハートバンド」の全国大会を東京で開催します。ぜひご出席下さり、すばらしい支援の取り組みをご紹介頂きたいと心より願っています。

最後に、犯罪被害者等基本法の精神にのっとり、一番身近な自治体である市区町村全て に犯罪被害者の相談窓口、総合窓口ができることを切に望みますとともに、全国どこで被 害に遭っても同様な支援が受けられることを願っています。

ご質問等ありましたら、最後のページに連絡先を記載していますので、何なりとお寄せください。ご連絡をお待ちしています。

今日は厳しい話しをさせていただき、申し訳ありませんでしたが、最後まで聞いていた だき、ありがとうございました。